

## 山梨県国民健康保険運営協議会運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、山梨県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (会長)

第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

## (委員欠席の取扱い)

第3条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

## (会議録)

第4条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、会長及び会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

## (庶務)

第5条 規則第12条に定める庶務は、山梨県福祉保健部国保援護課において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成29年1月19日から施行する。

# 国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の役割

## 都道府県に設置される国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金の徴収</li> <li>・保険料水準の統一化に向けた審議 等</li> <li>・国保運営方針の作成</li> <li>・保険料水準の統一化を図る時期</li> <li>・統一化に向けた課題の解消策 等</li> <li>その他の重要事項</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表</li> </ul>

## 市町村に設置される国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付</li> <li>・保険料の徴収</li> <li>その他の重要事項</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表(任意)</li> </ul>

※ 納付金の算定方法についても、納付金の徴収に関する事項に含まれており、必須審議事項とされている。

平成30年度以降においては、納付金の算定方法の一環として、保険料水準の統一化等の重要事項について審議することが想定される。

## ■改正後の国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)  
を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

【参考】 国保運営協議会に関する記載について

		山梨県附属機関の設置に関する条例	山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則		山梨県国民健康保険運営協議会運営要綱	
山梨県メディカルコントロール協議会等の設置及び担当事務	第三条	次の各号に掲げる審議会その他の合議制の機関又は協議会として、当該各号に掲げる附属機関を設置する。				
	三	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第十一条第一項の協議会 山梨県国民健康保険運営協議会				
	2	法令及び前項の規定により設置される附属機関の担当事務は、別表第二の担当事務欄に掲げるとおりとする。				
組織	第四条	附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。				
	2	委員は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。				
	3	委員の任期は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の任期欄に掲げるとおりとする。	第二条	委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
会長等	第五条	附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。	第四条	条例第五条第一項の規定により、附属機関(山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会を除く。)に会長を、山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会に委員長を置く。	第2条	協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
			2	条例第五条第一項の規定により副会長を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、次の表のとおりとする。 (※山梨県総合計画審議会、山梨県メディカルコントロール協議会、山梨県青少年問題協議会、山梨県卸売市場審議会、山梨県環境保全審議会、山梨県職業能力開発審議会)		
	2	会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。				
	3	会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。				
	4	副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。				
	5	副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (※当協議会は副会長が置かれていない)				
会議	第六条	附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。				
	2	会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。			第3条	委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。
	3	会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。				
					第4条	会長は、協議会の議事につき会議録を作成しなければならない。
					2	会議録には、会長及び会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。
委任	第八条	この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。	第十三条	この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。		
庶務			第十二条	附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。	第5条	規則第12条に定める庶務は、山梨県福祉保健部国保援護課において処理する。

【別表第二】

担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
国民健康保険法第十一条第一項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	十一人	一 被保険者を代表する者 二 保険医又は保険薬剤師を代表する者 三 公益を代表する者 四 被用者保険等保険者を代表する者	三年